

書 評

杉野泰雄著『わかる 使える 学校法人会計テキスト』中央経済社

孔 炳 龍

1. 本書の構成

杉野泰雄氏の『わかる 使える 学校法人会計テキスト』中央経済社は、第1部まず学校法人の特徴を知る、第2部これで完璧！仕訳選びから計算書類の作成まで、第3部だれよりも勘定科目に詳しくなるために、第4部学校法人の経営を知る、の4部で、構成されている。

本書は、学校法人会計テキストの中では、あらゆる内容が網羅されており、ある意味で、学校法人会計テキストの「辞典」のように、学校法人会計の勘定科目ごとの、意味、類似語、活用事例、そして注意点などが詳細に書かれている秀逸な専門書である。かようなことから、通常の読書のための書籍というよりは、必要に応じて調べる、「辞典」や「辞書」を意識して執筆されているところが多々見受けられるものの、書籍として読み応えのある点に違いはない。また、財務分析や財務シミュレーションの活用のしかたを例示することによって、会計学の奥深さと面白さを伝えたい著者の試みがみごとに読者に伝わるものである。

一般に、学校法人会計は、会計用語が特殊であるため苦手意識をもたれがちであるが、本書においては、かような点を意識され、よりわかりやすく表現しているところが随所にみられ、著者の読者への深い配慮が伝わり、感銘している次第である。それでは、4部構成について、詳しくみていくことにしよう。

2. まず学校法人の特徴を知る

「まず学校法人の特徴を知る」は、①学校法人の制度的な位置づけ②学校法人のガバナンス③学校法人の予算制度④学校法人の会計を知る⑤学校法人の法人税・消費税を知る⑥子ども・子育て支援新制度で、構成されている。

- ① 「学校法人の制度的な位置づけ」では、まず、学校法人の定義を次のように述べている。「学校法人」とは、私立学校法を根拠法とし、「私立学校」（幼稚園や認定こども園から大学院まで）の設置を目的として設立される法人をいう¹。

私立学校の種類には、まず、学校教育法第1条に定める学校で、いわゆる「一条校」がある。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学および大学院を含む）および高等専門学校がある。その他には、幼保連携認定こども園、専修学校、そして各種学校（具体的には、自動車教習所、洋裁学校、理容学校、美容学校、料理学校、予備校など）がある。

かような学校法人は、公益財団法人や株式会社（中小企業）とどのように異なるのか。本書では、設立行為、剰余金の処分・残余財産の処分、所轄庁、基本規則、運営上の準拠法、会計上の準拠法で、それぞれの違いを明らかにしている。

- ② 「学校法人のガバナンス」では、先述と同様に、公益財団法人や株式会社（中小企業）と比較して、最高議決機関、諮問機関、業務執行の意思決定等をおこなう合議体、最高議決機関での議決権、評議員の条件、役員の資格制限、監事の兼任制限、役員（理事）の人数、評議員の人数、監事の人数によりその違いを明らかにしている。
- ③ 「学校法人の予算制度」では、学校法人の予算編成のしかたは、トップダウン型とボトムアップ型の折衷スタイルをとっており、理事会で「中長期事業計画」を立てると、その予算方針のもと予算方針伝達がなされ、部門予算と目的予算との間で総合予算叩き台を形成し、審議・調整のもと、予算決定・予算伝達・合意実行へと、理事会、事務局、現場でのやりとりがなされる。
- ④ 「学校法人の会計を知る」では、各種法人形態の計算書類の体系比較がなされており、貸借対照表の表示、損益計算書の名称、キャッシュ・フロー計算書、部門別計算書、予算書による比較がなされている。学校法人における計算書類の種類として、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件

1 杉野 (2019, p. 3)。

費支出内訳表，活動区分資金収支計算書），事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表），貸借対照表（固定資産明細表，借入金明細表，基本金明細表），収益事業会計の計算書類を提示し，それらを詳細に明らかにしている。

- ⑤ 「学校法人の法人税・消費税を知る」では，学校法人会計について，次のように述べられている。「学校法人会計には，『私学法上の収益事業』と『法人税法上の収益事業』があります。『私学法上の収益事業』は，学校会計とは区分し，特別の会計として区分経理し，これを『収益事業会計』とよびます。他方，『法人税法上の収益事業』は，私学法上の『収益事業会計』だけでなく『学校会計』の事業活動収支計算書の中の収入科目に法人税法の要件をみたます収入として含まれます。したがって，法人税の申告をする場合は，『収益事業会計』の損益計算書と『学校会計』の中の法人税法上の収益事業にかかる収支を合算し，『収益事業にかかる損益計算書』を作成することになります²⁾」。
- ⑥ 「子ども・子育て支援新制度」では，はじめに，子ども・子育て支援制度体系を明らかにし，私学助成型，施設型給付型，地域型保育給付型，地域子ども・子育て支援事業に分類し，それぞれの勘定科目や会計処理を明らかにしている。

3. これで完璧！仕訳選びから計算書類の作成まで

第2部の「これで完璧！仕訳選びから計算書類の作成まで」では，2つの章①資金収支計算書をつくってみよう②事業活動収支計算書と貸借対照表をつくってみよう，に分かれており，より具体的な計算書類の作成にしくみを明らかにしている。

- ① 「資金収支計算書をつくってみよう」では，(a)期中の仕訳は資金収支タイプの仕訳(b)資金収入科目を選ぶ(c)資金支出科目を選ぶ(d)演習用資金収支月報(e)決算修正資金収支仕訳を起こす(f)資金収支計算書の完成，で，構成されている。

(a) 「期中の仕訳は資金収支タイプの仕訳」では，学校法人会計における

2 杉野 (2019, p. 45)。

日々の金銭取引を仕訳入力することが説明されている。資金収支計算書の勘定科目を用いる方法を、杉野氏は「資金収支タイプの仕訳」と呼び、事業活動収支計算書および貸借対照表の勘定科目を用いる方法「損益タイプの仕訳」と呼んでいる。

- (b) 「資金収入科目を選ぶ」では、「資金収入科目」とは支払資金の入金内容に関連する資金収支計算書上の勘定科目であり、仕訳を起こす場合は、貸方（右側）に転記されることになる。かような資金収入科目を選ぶさいには、「①誰からの入金なのか（入金先）」、「②どのような内容か」を確認して適切な「③資金収支小科目」を判断することになる。
- (c) 「資金支出科目を選ぶ」では、「資金収入科目を選ぶ」の反対で、「資金支出科目」とは支払資金の支出内容に関連する資金収支計算書上の勘定科目であり、仕訳を起こす場合は、借方（左側）に転記されることになる。かような資金支払科目を選ぶさいには、「①支払先はだれか」、「②どのような内容か」を確認して適切な「③資金収支小科目」を判断することになる。
- (d) 「演習用資金収支月報」では、具体的な取引事例にもとづいて具体的な仕訳処理とそれにもとづく資金収支月報の作成が示されている。かような例から、実務で実際に学校法人会計をおこなう者にはとても有益な内容といえよう。
- (e) 「決算修正資金収支仕訳を起こす」では、これまでの仕訳を「発生主義」の仕訳で修正することになる。修正には(イ)学生生徒等納付金収入の確定(ロ)補助金収入の確定(ハ)付随事業収入の確定(ニ)人件費の確定(ホ)諸経費の確定をおこなう。
 - (イ) 「学生生徒等納付金収入の確定」では、未収入金の計上により授業料総額に修正をおこない、前受入金されている場合には振替処理をおこなう。また、奨学費では、奨学生に対する授業料等の減免がある場合には、奨学費と授業料を両建て計上することにより、一般生として徴収すべき授業料総額になるように修正する。
 - (ロ) 「補助金収入の確定」では、補助金の未収入金を計上することで当年度に帰属すべき補助金総額になるように修正する。いったん受給した補助金を翌年度に変換する場合には、補助金返還予定額を未払計上

する。

- (ハ) 「付随事業収入の確定」では、事業年度内に寮費や制服販売などの販売手数料等の未納がある場合には、未収入金を計上することで当年度に徴収すべき補助活動収入総額になるように修正する。未払金は、第5章(5)に集約されていることになる。
 - (ニ) 「人件費の確定」では、発生主義の原則により、期首4月から期末3月までに在籍する教職員に対して支払うべき給与手当、所定福利費および退職金の総額を確定させることになる。そこで未払金や未収入金の修正をおこなう。
 - (ホ) 「諸経費の確定」では、学校法人会計において、発生主義の原則により、期首4月から期末3月までに発生する行事や業務に対して支払うべき教育研究経費および管理経費もしくは資産計上すべき財産額を確定することになる。そこで未払金や前払金の修正をおこなう。
 - (f) 「資金収支計算書の完成」では、(イ)資金収支計算書(ロ)資金収支内訳書(ハ)人件費内訳書(ニ)活動区分資金収支計算書の雛型が、実際の具体的数値をもとに示されている。
- ② 「事業活動収支計算書と貸借対照表をつくってみよう」では、(a)総勘定仕訳を起こす(b)事業活動収支計算書の完成(c)固定資産明細表の完成(d)借入金明細表の完成(e)貸借対照表の完成(f)基本金明細表の完成(g)注記の完成(h)「科目別チェックリスト」で検証しよう、で、構成されている。
- (a) 「総勘定仕訳を起こす」では、杉野氏によると、第3ステップ目になる。日々の仕訳とその修正が第1ステップと第2ステップとし、ここではさらに先の第3ステップに入るのである。ここでは、「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」および注記事項を確定させることになる。資金収支計算書から貸借対照表および事業活動収支計算書を作成するための決算修正仕訳を「総勘定仕訳」という。(a)「総勘定仕訳を起こす」は、(イ)現物寄付(ロ)減価償却(ハ)資産売却差額・処分差額(ニ)建設仮勘定(ホ)販売用品の洗替え(ヘ)退職金・退職給与引当金(ト)徴収不能額・徴収不能引当金(チ)有価証券の評価(リ)基本金の組入れ・取崩し(ヌ)修学旅行費等預り金(ル)固定負債から流動負債への振替えて、構成されている。各々で次のことを主に指摘している。

- (イ) 「現物寄付」では、卒業生や保護者会などから寄贈を受けた物品や図書などがある場合は現物寄付の総勘定仕訳に入力する。
- (ロ) 「減価償却」では、学校が保有する固定資産のうち、時の経過などにより価値が減少していく資産については、毎期、減価償却額および減価償却累計額を計上し、貸借対照表価額を減額させる。
- (ハ) 「資産売却差額・処分差額」では、資産の売却、資産の除却もしくはグループ償却により簿価がゼロになった場合、これらの資産について会計システム上の取得価額と減価償却累計額を相殺しそれぞれの残高をゼロにする必要がある。
- (ニ) 「建設仮勘定」では、建設仮勘定を、建物や構築物などの建築工事費用を工事が完成するまでの期間、仮に集計するための勘定科目として説明している。
- (ホ) 「販売用品の洗替え」では、売店等の補助活動で販売用品などの棚卸資産がある場合は、期末に在庫の実地棚卸をおこない、貸借対照表の「販売用品」の金額を洗い替える。
- (ヘ) 「退職金・退職給与引当金」では、学校法人は、教職員に対し将来支払うべき退職金総額を見積もり、そのうち学校法人が負担すべき金額を「退職給与引当金」として認識する必要がある。
- (ト) 「徴収不能額・徴収不能引当金」では、未収入金や貸付金などの金銭債権の回収見込みに疑義が生じたか、もしくは回収の見込みがなくなった場合は、徴収不能引当金または徴収不能額を計上し、貸借対照表上の未収入金や貸付金の金額を減少させる必要がある。
- (チ) 「有価証券の評価」では、学校法人が取得した有価証券の貸借対照表価額は、原則として取得原価（または償却原価法）による価額となる。
- (リ) 「基本金の組入れ・取崩し」では、第1号基本金から第4号基本金³の残高に変更があれば、総勘定仕訳で基本金の組入れもしくは取崩しの処理をする。
- (ヌ) 「修学旅行費等預り金」では、生徒から預かった修学旅行費は「修学旅行預り金」として負債に計上するが、学校法人がこれを他の支払資金と区別して積立てる場合は「修学旅行預り資産」として資産計上する。

- (ル) 「固定負債から流動負債への振替え」では、固定負債である「長期借入金」のうち、翌年度中に返済予定の金額については、流動負債である「短期借入金」に振替える必要がある。
- (b) 「事業活動収支計算書の完成」では、演習用事業収支計算書が数値例で明確に説明がなされている。
- (c) 「固定資産明細表の完成」では、演習用固定資産明細表を用いて、作成の手順が説明されている。
- (d) 「借入金明細表の完成」では、演習用借入金明細表を用いて、作成の

3 基準第29条では、「学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」と規定している。

- (1) 「その諸活動の計画に基づき必要な資産」とは、学校法人の基本的諸活動であるところの教育研究活動に必要な資産をいう。この場合の教育研究活動に必要な資産とは、これを広く解し教育研究活動に直接使用する資産の他、法人本部施設・教職員の厚生施設等も基本金組入れの対象の資産となる。
- (2) 「継続的に保持する」とは、ある資産が提供するサービス又はその資産の果たす機能を永続的に利用する意思を持って、法人がその資産を所有するということである。

したがって、(1)にいう「諸活動の計画に基づき必要な資産」であっても、当該資産を取得した時点で将来取替更新する必要がないことが明らかな資産は、基準にいう「継続的に保持する」に該当しないと解すべきであろう。

また、法人が永続的に利用する意思を持って基本金設定の対象となる資産を取得した場合であっても、その後の法人の経営の合理化、将来計画の見直し等により当該資産を永続的に利用する必要がなくなった場合には、その時点で「継続的に保持する」ことに該当しなくなったと解すべきであろう。

なお、継続的保持の判断に当たっては次の点が前提とされているので留意すべきである。

「ア 私立学校振興助成法では、学校法人の責務として当該学校の教育水準の向上に努めなければならないものとしており（私立学校振興助成法第3条）、教育水準の低下を来たすような資産の処分は適当ではない。また一時的に教育水準の低下をもたらすことがあっても、速やかに元の水準に引き上げなければならない。

手順が説明されている。

- (e) 「貸借対照表の完成」では、演習用貸借対照表明細表を用いて、作成の手順が説明されている。
- (f) 「基本金明細表の完成」では、演習用基本金明細表を用いて、作成の手順が説明されている。
- (g) 「注記の完成」では、演習用注記を用いて、作成の手順が説明されている。
- (h) 「科目別チェックリスト」では、いったん作成された計算書類について、複数の計算書類をまたがった残高の整合性を確認する必要がある。チェックリストに、各計算書類の金額を転記し、合計額が左右一致すれば形式的には問題ない。

4. だれよりも勘定科目に詳しくなるために

第3部の「だれよりも勘定科目に詳しくなるために」は、6章①資金収入科

イ 学校法人がその運営を行うために、常に一定額以上の運転資金を保持していなければならない。」(注1)

- (3) 「その帰属収入のうちから組み入れた」とは、帰属収入から基本金への組入額を控除することをいい、「これは、学校の設置や規模の拡大その他学校法人の諸活動の計画に基づいて、学校法人が継続的に保持すべきものとして一定の資産を定め、これらの資産の額に相当する金額については、学校法人において継続すべき金額として基本金に組み入れて留保すべきであって(第29条, 第30条参照), これを消費支出に充てるべきではないという学校法人会計の基本的な考え方によるもの」(注2)である(これが「保持するために維持すべき」の意味となる。)。したがって、「帰属収入の額からこの基本金組入額を除いた金額が消費支出に充当しうる消費収入の金額になる。」(注3)

また、高額な固定資産の取得に係る基本金組入れを取得年度に集中することは、学校法人の経営状況を歪めることとなる。したがって、取得に先行して、基準第30条第2項に定める組入計画に従い、年次の段階的に基本金組入れを行うことが肝要である。「文部科学省」 「基本金の定義」 <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001/002/004/001.htm> 2020.01.06参照。

目を知る②資金支出科目を知る③資産科目を知る④負債科目を知る⑤基本金を知る⑥注記を知る，で，構成されている。

- ① 「資金収入科目を知る」は，(a)学生生徒等納付金収入(b)手数料収入(c)寄附金収入(d)補助金収入(e)資産売却収入(f)付随事業・収益事業収入(g)受取利息・配当金収入(h)雑収入で，構成されている。
- (a) 「学生生徒等納付金収入」は，(イ)勘定科目の意味は？(ロ)教材費の取扱い(ハ)授業料等の軽減または減免の処理(ニ)入学辞退者に対する授業料・入学金等の返金(ホ)決算時の調整勘定等の整理(ヘ)決算科目チェックリストで，構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」において，大科目「学生生徒等納付金収入」について説明がなされている。
- (ロ) 「教材費の取扱い」では，教材費については，学則に記載し学生生徒等納付金の1つとして徴収する場合もあるが，学生生徒等の便宜のために，学校法人が購入手続等の代行目的で実費相当額を教材費として一括徴収する場合もあるとしている。
- (ハ) 「授業料等の軽減または減免の処理」では，学校法人においては，国や地方公共団体から補助金や学校法人の独自の給付制度による授業料軽減の措置が施されているとしている。
- (ニ) 「入学辞退者に対する授業料・入学金等の返金」では，入学辞退者に対する授業料等および諸会費等の取扱いについては，2006年11月27日に最高裁判所判決が下され，その趣旨が示されている。
- (ホ) 「決算時の調整勘定等の整理」では，学校法人会計の決算において，学生生徒等納付金は，「当年度のすべての在在学生から徴収すべき減免前の正規の学納金」の金額がいくらになるかを求める必要があることが示されている。
- (ヘ) 「決算科目チェックリスト」では，いったん資金収支計算書が作成された段階で，チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (b) 「手数料収入」は，(イ)勘定科目の意味は？(ロ)認定こども園における入園料(ハ)切手による手数料の収納(ニ)証紙による手数料収入の収納(ホ)入学検定料の減免(ヘ)決算科目チェックリストで，構成されている。

- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「手数料収入」について説明がなされている。
- (ロ) 「認定こども園における入園料」では、内容により、「特定保育料収入」か「入園受入準備費収入」にわけられることが明らかにされている。
- (ハ) 「切手による手数料の収納」では、学生から証明手数料として、現金の代わりに郵便切手を送ってもらい、その切手を通常通信に用いる場合は、いったん「貯蔵品」で受入れる処理をし、実際に切手を使用した場合に「通信費」に振替える処理が説明されている。
- (ニ) 「証紙による手数料収入の収納」では、原則として、販売代金の収納時に前受金処理をし、実際に証紙が使用された時点で手数料収入に振替えることが示されている。
- (ホ) 「入学検定料の減免」では、被災学生などを対象に入学検定料を減免する場合、受験生はまだ当該学校法人の学生ではないことから、学生募集の一環として管理経費として処理することが示されている。
- (ヘ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (c) 「寄附金収入」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)寄附金の目的と活動区分(ハ)現物寄付(ニ)受配者指定寄附金(ホ)寄付金の期間帰属(ヘ)周辺会計預り金の注意事項(ヘ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「寄付金収入」について説明がなされている。
- (ロ) 「寄附金の目的と活動区分」では、寄附金フローチャートをもとに、各種寄附金に分類されている。
- (ハ) 「現物寄付」では、金銭ではなく施設設備等の「物品」で受入れた寄付を「現物寄付」ということが示されている。
- (ニ) 「受配者指定寄附金」では、これは、私学振興・共済事業団が、私立学校の教育と研究の振興のために、法人または個人から寄付金を受入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配賦するものをいうとしている。
- (ホ) 「寄付金の期間帰属」では、寄付金収入について、寄付の申込はあっ

たが年度末までに入金されない場合や、翌年度に入学予定の学生生徒にかかる寄付金が当年度に入金があった場合、または当年度に特別寄付金収入の入金があったが、本年度中に使いきれず未使用金額が生じた場合など、寄付金収入をそれぞれどの年度に帰属させるかが問題であることを指摘されている。

- (ヘ) 「周辺会計預り金の注意事項」では、「周辺会計」をまず説明され、いかような場合に「預り金」として処理するかを明らかにしている。
- (ホ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (d) 「補助金収入」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)補助金の目的と活動区分(ハ)科学研究費補助金(ニ)授業料軽減補助金(ホ)高等学校就学支援金および中学校就学支援金(ヘ)決算時の調整勘定で、構成されている。
 - (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「補助金収入」について説明がなされている。
 - (ロ) 「補助金の目的と活動区分」では、補助金は、「施設設備補助金収入」か、「経常費等補助金収入」に区分することが示されている。
 - (ハ) 「科学研究費補助金」では、科研費の処理について詳細に説明がなされている。
 - (ニ) 「授業料軽減補助金」では、それが、学生生徒等の負担軽減のために助成される助成金であり、まず学校法人が収納し、その後一定の条件を満たし在籍する学生生徒等に返金する手続きが示されている。
 - (ホ) 「高等学校就学支援金および中学校就学支援金」では、高等学校就学支援金および中学校就学支援金の処理のしかたが示されている。
 - (ヘ) 「決算時の調整勘定」では、学校法人会計の決算において、補助金収入は「支給対象年度の補助金をすべて」を計上する必要があることなどが示されている。
- (e) 「資産売却収入」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)資産売却収入と資産売却差額の関係(ハ)資産売却収入、資産売却差額等の活動区分と事業区分(ニ)特定資産に組入れられた有価証券の売却収入(ホ)投資信託の特別分配金(ヘ)評価減処理した外貨仕組債の償還益(ト)決算科目チェックリストから構成

されている。

- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「資産売却収入」について説明がなされている。
- (ロ) 「資産売却収入と資産売却差額の関係」では、「資産売却収入」が資金収支計算書上の科目名称である一方、「資産売却差額」および「資産処分差額」が事業活動収支計算書上の科目名称であることが指摘され、それぞれの関係が明らかにされている。
- (ハ) 「資産売却収入、資産売却差額等の活動区分と事業区分」では、「施設売却収入」、「設備売却収入」「有価証券売却収入」などがどの区分に入るかを明らかにしている。
- (ニ) 「特定資産に組入れられた有価証券の売却収入」では、第1法と第2法のそれぞれについて仕訳で明らかにしている。
- (ホ) 「投資信託の特別分配金」では、「インカムゲイン」や「キャピタルゲイン」について分配の相違について述べられている。
- (ヘ) 「評価減処理した外貨仕組債の償還益」では、仕組債の時価が著しく下落したことから評価減処理したものがその後回復した場合の処理が示されている。
- (ト) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (f) 「付随事業・収益事業収入」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)文部科学省所轄学校法人のおこなう付随事業の取扱い(ハ)付随事業収入・収益事業収入と活動区分(ニ)補助活動収入(ホ)付随事業収入とその関連経費支出(ヘ)補助活動収支の純額表示のしかた(ト)補助活動の注記(チ)販売用品がある場合の補助活動支出(リ)幼稚園の給食事業(ス)付属事業収入(ル)受託事業収入(オ)治験は医療収入か受託事業収入(ウ)受託事業をおこなう研究室と学校法人の会計処理(カ)収益事業収入から構成されている。
 - (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「付随事業・収益事業収入」について説明がなされている。
 - (ロ) 「文部科学省所轄学校法人のおこなう付随事業の取扱い」では、「付随事業」について「収益事業」への転換について明らかにしている。

- (ハ) 「付随事業収入・収益事業収入と活動区分」では、活動区分資金収支計算書上、「収益事業収入」のみが「その他の活動資金収入」に区分され、残りの付随事業収入はすべて「教育活動資金収入に区分されることなどが示されている。」
- (ニ) 「補助活動収入」では、それが①主として在學生を対象とした、②教育活動の補助的活動であり、③任意的な事業収入であることなどが明らかにされている。
- (ホ) 「付随事業収入とその関連経費支出」では補助活動収入が、主として在學者を対象とした教育活動の補助的かつ任意的な事業収入をいうなどが示されている。
- (ヘ) 「補助活動収支の純額表示のしかた」では、補助活動におけるいわゆる売上高と売上高以外の収入の処理について示されている。
- (ト) 「補助活動の注記」では、注記について具体的な事例をもとに説明がなされている。
- (チ) 「販売用品がある場合の補助活動支出」では、売店等の補助活動で販売用品等の棚卸資産がある場合は、年度末に在庫の実地棚卸をおこない、貸借対照表の「販売用品」の金額を洗い替えすることなどが示されている。
- (リ) 「幼稚園の給食事業」では、運用形態別に会計処理が異なることを明らかにしている。
- (ヌ) 「付随事業収入」では、附属機関（病院、農場、研究所等）の事業収入について、大学の附属病院を中心に説明している。
- (ル) 「受託事業収入」では、外部からの委託における事業収入について説明されている。
- (オ) 「治験は医療収入か受託事業収入」では、治験の説明と受託事業収入としての会計処理が示されている。
- (ウ) 「受託事業をおこなう研究室と学校法人の会計処理」では、具体的に受託研究における会計処理がなされている。
- (カ) 「収益事業収入」では、私学法上の収益事業が寄付行為に記載され学校会計とは区分し特別の会計として区分経理され、これを「収益事業会計」とよぶなどが示されている。

- (g) 「受取利息・配当金収入」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)投資信託の分配金(ハ)債券の償却原価法で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「受取利息・配当金収入」について説明がなされている。
- (ロ) 「投資信託の分配金」では、「インカムゲイン」や「キャピタルゲイン」について分配の相違について述べられている。
- (ハ) 「債券の償却原価法」では、償却原価法の方法について説明がなされている。
- (h) 「雑収入」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)施設設備利用料収入(ハ)私立大学退職金財団交付金収入（私学退職金団体交付金収入）(ニ)研究関連収入(ホ)過年度修正収入(ヘ)為替差益(ト)その他の雑収入から構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「雑収入」について説明がなされている。
- (ロ) 「施設設備利用料収入」では、これは、学校法人の施設設備を長期または一時的に貸与した場合に受け取る賃貸料収入をいうとしている。
- (ハ) 「私立大学退職金財団交付金収入（私学退職金団体交付金収入）」では、これは、教職員が退職したさいに交付される私立大学退職金財団からの給付収入をいうとしている。
- (ニ) 「研究関連収入」では、これは、科研費補助金の間接経費をいうとしている。
- (ホ) 「過年度修正収入」では、発生主義による仕訳の認識の必要性を述べている。
- (ヘ) 「為替差益」では、資金運用目的の外貨預金にかかる為替換算差益で金額的に重要なものは雑収入の小科目として「為替差益」が用いられることが述べられている。
- (ト) 「その他の雑収入」では、これには、手数料収入、寄付金収入、付随事業収入などが該当することを指摘している。
- ② 「資金支出科目を知る」は、(a)人件費支出と(b)教育研究経費と管理経費で、構成されている。
- (a) 「人件費支出」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)人件費の範囲と勘定科目(ハ)学校法人の登場人物とその勘定科目(ニ)所定福利費の仕訳(ホ)経常費補助

金交付要綱や学校基本調査票への記載(へ)人件費でよくある質問(ト)人件費の帰属する部門(チ)給与手当支給時の処理(リ)期末退職者にかかる決算処理で、構成されている。

- (イ)「勘定科目の意味は？」では、大科目「人件費」について説明がなされている。
 - (ロ)「人件費の範囲と勘定科目」では、人件費の区分など詳細に説明がなされている。
 - (ハ)「学校法人の登場人物とその勘定科目」では、理事、監事、評議員、教職員（校長、講師、職員、校医など）に対する勘定科目が示されている。
 - (ニ)「所定福利費の仕訳」では、これには、私学共済掛金、私学退職団体掛金、労災保険料および雇用保険料が含まれることなどが示されている。
 - (ホ)「経常費補助金交付要綱や学校基本調査票への記載」では、「本務教職員」と「兼務教職員」の区分が重要であることなどが述べられている。
 - (ヘ)「人件費でよくある質問」では、人件費の勘定科目などについての質問と回答が示されている。
 - (ト)「人件費の帰属する部門」では、本務教職員の人件費は原則として、各部門、学部、学科等のいずれの教職員として発令されているかにより計上することなどが示されている。
 - (チ)「給与手当支給時の処理」では、発生主義の原則により処理されることが示されている。
 - (リ)「期末退職者にかかる決算処理」では、発生主義の原則により処理されることが示されている。
- (b)「教育研究経費と管理経費」は、(イ)学校法人の経費の分類方法(ロ)教育研究経費と管理経費の違い(ハ)教育研究経費と管理経費の区分でよくある質問(ニ)過年度修正支出(ホ)寄附金支出の是非(ヘ)資本的支出か費用的支出か(ト)共通経費の配賦計算システム(チ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ)「学校法人の経費の分類方法」では、学校法人会計における経費は、

原則として、「形態別分類」により勘定科目名が決められるなどが述べられている。

- (ロ) 「教育研究経費と管理経費の違い」では、両者の区分が実務上重要な論点であり、その区分について、文部省通知に示されていることなどが述べられている。
 - (ハ) 「教育研究経費と管理経費の区分でよくある質問」では、両者の区分についての質問が具体的に列挙されている。
 - (ニ) 「過年度修正支出」では、発生主義の原則により処理されることが示されている。
 - (ホ) 「寄附金支出の是非」では、学校法人が、他の者に多額の寄付をすることは高度な説明責任を伴うことなどが指摘されている。
 - (ヘ) 「資本的支出か費用的支出か」では、支出の内容により、資本的支出か費用的支出かに分かれることが示されている。
 - (ト) 「共通経費の配賦計算システム」では、複数の部門にまたがって発生する「部門共通費」や、明確に区分できない「科目共通経費」について、合理的に按分・配賦することが示されている。
 - (チ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- ③ 「資産科目を知る」は、(a)現金預金(b)未収入金(c)貯蔵品・販売用品(d)立替金・仮払金(e)前払金(f)有価証券(g)外貨建資産・負債(h)有形固定資産(i)リース資産(j)特定資産(k)ソフトウェア(l)借地権(m)施設利用権(n)収益事業元入金(o)貸付金・長期貸付金(p)リサイクル預託金(q)公共施設等にかかる支出(r)敷金と礼金(s)特定金銭信託で、構成されている。
- (a) 「現金預金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)現金預金と支払資金の関係(ハ)外貨預金の換算(ニ)金融商品であるMMFの取扱い(ホ)決算科目チェックリストで、構成されている。
 - (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「現金預金」について説明がなされている。
 - (ロ) 「現金預金と支払資金の関係」では、資金収支計算書の「支払資金」と流動資産の部の現金預金と同義であることなどが示されている。

- (ハ) 「外貨預金の換算」では、外貨換算処理のしかたが説明されている。
- (ニ) 「金融商品であるMMFの取扱い」では、MMFの支払資金への組入れおよび組戻しについて具体的な処理が示されている。
- (ホ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (b) 「未収入金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)未収入金と活動区分(ハ)徴収不能・徴収不能引当金の会計処理(ニ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「未収入金」について説明がなされている。
- (ロ) 「未収入金と活動区分」では、その計算過程が具体的に説明されている。
- (ハ) 「徴収不能・徴収不能引当金の会計処理」では、設例を通して具体的に会計処理が示されている。
- (ニ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (c) 「貯蔵品・販売用品」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)棚卸資産の評価基準および評価方法(ハ)補助活動（売店）における販売用品の処理で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「貯蔵品」と「販売用品」について説明がなされている。
- (ロ) 「棚卸資産の評価基準および評価方法」では、原価法が示されている。
- (ハ) 「補助活動（売店）」では、実地棚卸による処理が示されている。
- (d) 「立替金・仮払金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)立替金・仮払金と活動区分(ハ)立替金の総額表示と純額表示(ニ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「立替金」と「仮払金」について説明がなされている。
- (ロ) 「立替金・仮払金と活動区分」では、区分経理について説明がなさ

れている。

- (ハ) 「立替金の総額表示と純額表示」では、資金収支仕訳で具体的に会計処理が示されている。
- (ニ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (e) 「前払金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)前払金と活動区分(ハ)前払金は必ず総額表示(ニ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「前払金」について説明がなされている。
- (ロ) 「前払金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (ハ) 「前払金は必ず総額表示」では、資金収支仕訳で具体的に明らかにされている。
- (ニ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (f) 「有価証券」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)有価証券の評価基準(ハ)有価証券の評価方法(ニ)外貨建有価証券の評価(ホ)取得原価に含められる支出項目(ヘ)償却原価法とは？(ト)有価証券の評価損益・売却損益(チ)金融商品であるMMFの処理(リ)特定資産に組み入れられた有価証券の売却(ス)投資信託の分配金(ル)学校法人による株式会社等に対する出資(オ)有価証券の時価情報(ワ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「有価証券」について説明がなされている。
- (ロ) 「有価証券の評価基準」では、取得原価（または償却原価法）で評価することが示されている。
- (ハ) 「有価証券の評価方法」では、「先入先出法」, 「総平均法」, 「移動平均法」等について例示している。
- (ニ) 「外貨建有価証券の評価」では、外貨建有価証券の換算表が明示され、外貨建有価証券の取得時と期末時の円換算が例示されている。
- (ホ) 「取得原価に含められる支出項目」では、設例により、有価証券経

過利息の処理が示されている。

- (へ) 「償却原価法とは？」では、設例により、アンダーパーやオアパーパーでの債券取得と総勘定仕訳によるプラスの償却差額やマイナスの償却差額の認識が例示されている。
- (ト) 「有価証券の評価損益・売却損益」では、資金収支仕訳と総勘定仕訳により、具体的に有価証券の評価損益・売却損益が示されている。
- (チ) 「金融商品であるMMFの処理」では、MMFの支払資金への組入れおよび組戻しが会計処理で示されている。
- (リ) 「特定資産に組み入れられた有価証券の売却」【第1法】と【第2法】でそれぞれの会計処理が示されている。
- (ヌ) 「投資信託の分配金」では、投資信託の分配金の入金処理と、総勘定仕訳による有価証券の減損処理が具体的な会計処理で示されている。
- (ル) 「学校法人による株式会社等に対する出資」では、規模別での相違について明らかにされている。
- (オ) 「有価証券の時価情報」については、取得原価主義であることから、評価損も著しい時価の下落以外は考慮しないことが示されている。
- (ウ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (g) 「外貨建資産・負債」は、(イ)本邦通貨への換算基準(ロ)為替換算差損益の表示区分で、構成されている。
- (イ) 「本邦通貨への換算基準」では、具体的に外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準を、例示で示されている。
- (ロ) 「為替換算差損益の表示区分」では、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書それぞれにおける、為替差益と為替差損が示されている。
- (h) 「有形固定資産」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)有形固定資産の取得価額(ハ)有形固定資産の計上基準(ニ)取替え工事によくある質問(ホ)減価償却とは？(ヘ)減価償却の目的(ト)耐用年数はどうやって決めるの？(チ)耐用年数についてよくある質問(リ)会計年度の途中で取得した場合の減価償却額はど
うするの？(ヌ)グループ償却（総合償却）とは？(ル)有形固定資産の除却・

売却(オ)図書の特種な会計処理(ワ)少額重要資産とは？(カ)美術品や図書が寄贈された場合の受入価額(コ)災害損失(ク)有姿除却等損失(ケ)決算科目チェックリストで、構成されている。

- (イ)「勘定科目の意味は？」では、大科目「有形固定資産」について説明がなされている。
- (ロ)「有形固定資産の取得価額」では、取得価額に含められる付随費用と含められない費用を明らかにしている。
- (ハ)「有形固定資産の計上基準」では、資産計上判定チャートで計上基準が示されている。
- (ニ)「取替え工事によくある質問」では、具体的にこれまでにあった質問の中から重要な内容について質疑応答がなされている。
- (ホ)「減価償却とは？」では、設例で、定額法による減価償却が計算例を通して具体的に示されている。
- (ヘ)「減価償却の目的」では、①費用の平準化と②自己金融効果が示されている。
- (ト)「耐用年数はどうやって決めるの？」では、日本公認会計士協会の固定資産耐用年数表が示されている。
- (チ)「耐用年数についてよくある質問」では、具体的にこれまでにあった質問の中から重要な内容について質疑応答がなされている。
- (リ)「会計年度の途中で取得した場合の減価償却額はどうするの？」では、月数按分と簡便法が示されている。
- (ヌ)「グループ償却（総合償却）とは？」では、総勘定仕訳で具体的に、グループ償却対象資産の耐用年数到来年度の除却処理が示されている。
- (ル)「有形固定資産の除却・売却」では、設例で、車両の下取り処理と資産処分差額の認識そして、図書の寄贈について処理が示されている。
- (オ)「図書の特種な会計処理」では、「図書」が他の有形固定資産とは異なった会計処理がなされることが示されている。
- (ワ)「少額重要資産とは？」少額重要資産について資産計上基準未満であっても資産計上する旨が示されている。
- (カ)「美術品や図書が寄贈された場合の受入価額」では、それらは、専門家に鑑定を依頼するか、美術年鑑等の評価額を参考にして学校法人

自らが評価し取得価額を決定することが示されている。

- (㉓) 「災害損失」では、設例により、建物の取り壊し費用と建物の除却処理が示されている。
- (㉔) 「有姿除却等損失」では、災害により使用困難となった校舎の有姿除却についての会計処理が示されている。
- (㉕) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (i) 「リース資産」は、(イ)リース取引とは?(ロ)ファイナンス・リース取引(ハ)オペレーティング・リース取引(ニ)リース取引の種類と会計処理(ホ)リース資産の減価償却(ヘ)リース契約を中途解約した場合の会計処理(ト)リース契約期間終了後の会計処理(チ)リース資産と基本金で、構成されている。
 - (イ) 「リース取引とは？」では、リース取引の関係図が具体的に示されている。
 - (ロ) 「ファイナンス・リース取引」では、それが、中途解約できなく、コストを実質的に負担するリース取引であること等が示されている。
 - (ハ) 「オペレーティング・リース取引」では、それが、ファイナンス・リース取引以外のリース取引であることが示されている。
 - (ニ) 「リース取引の種類と会計処理」では、ファイナンス・リース取引は、所有権移転と所有権移転外に分けて、そして、オペレーティング・リース取引で、それらのケースバイケースでの処理の相違が示されている。
 - (ホ) 「リース資産の減価償却」では、所有権移転ファイナンス・リース取引と、所有権移転外ファイナンス・リース取引での減価償却の相違そして、簡便法が示されている。
 - (ヘ) 「リース契約を中途解約した場合の会計処理」では、設例により、当年度期中における資金収支仕訳と当年度決算における総勘定仕訳そして、翌年度中における資金収支仕訳と翌年度決算における総勘定仕訳が示されている。
 - (ト) 「リース契約期間終了後の会計処理」では、リース契約の種類別に、リース終了後の会計処理方法が異なることが示されている。

- (チ) 「リース資産と基本金」では、ファイナンス・リース資産が基本金の組入対象であることなどが示されている。
- (j) 「特定資産」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)特定資産の種類(ハ)「第2号基本金引当特定資産」と「減価償却引当特定資産」の違い(ニ)同一の特定資産内で運用資産の組替えをした場合(ホ)特定資産に受取利息・配当金が発生した場合(ヘ)特定資産と活動区分(ト)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「特定資産」について説明がなされている。
- (ロ) 「特定資産の種類」では、特定資産の種類別に、その積立限度額の相違を明らかにしている。
- (ハ) 「第2号基本金引当特定資産と減価償却引当特定資産の違い」では、「第2号基本金引当特定資産」と「減価償却引当特定資産」をそれぞれ明らかにし、その相違を示している。
- (ニ) 「同一の特定資産内で運用資産の組替えをした場合」では、具体的に、特定資産の運用手段の入れ替えについて会計処理が示されている。
- (ホ) 「特定資産に受取利息・配当金が発生した場合」では、設例で、特定資産の運用益の元本組入と、総勘定タイプの仕訳で、退職給与引当特定資産の定期預金の受取利息の発生の会計処理が示されている。
- (ヘ) 「特定資産と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (ト) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (k) 「ソフトウェア」は、(イ)ソフトウェアの種類と会計処理(ロ)応用ソフトウェアの会計処理(ハ)学内制作ソフトウェアの会計処理(ニ)ソフトウェアのリース契約(ホ)ソフトウェアと活動区分(チ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「ソフトウェアの種類と会計処理」では、ソフトウェアの種類別における条件別の勘定科目が示されている。
- (ロ) 「応用ソフトウェアの会計処理」では、ソフトウェア資産計上の要件について、条件とその具体例が示されている。

- (ハ) 「学内制作ソフトウェアの会計処理」では、学内でソフトウェアを制作する場合は、将来の収入獲得または支出削減が確実であると認められる状況になった段階で、「ソフトウェア仮勘定」などの資産勘定で計上を開始するなどのことが示されている。
- (ニ) 「ソフトウェアのリース契約」では、ソフトウェア・リースの種類別に異なる会計処理であることが、表により説明されている。
- (ホ) 「ソフトウェアと活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (チ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (1) 「借地権」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)借地権と活動区分で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「借地権」について説明がなされている。
- (ロ) 「借地権と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (m) 「施設利用権」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)施設利用権の会計処理(ハ)施設利用権と活動区分で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、大科目「施設利用権」について説明がなされている。
- (ロ) 「施設利用権の会計処理」では、設例で、資金収支仕訳と総勘定仕訳で、水道施設利用権について会計処理が示されている。
- (ハ) 「施設利用権と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (n) 「収益事業元入金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)収益事業元入金と活動区分(ハ)収益事業開始から解散までの会計処理で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「収益事業」、「寄附行為」、「収益事業元入金」について説明がなされている。
- (ロ) 「収益事業元入金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (ハ) 「収益事業開始から解散までの会計処理」では、設例により、学校

- 法人側の処理と収益事業会計側の処理が示されている。
- (o) 「貸付金・長期貸付金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)徴収不能引当金の設定(ハ)貸付金と活動区分(ニ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「貸付金」や「長期貸付金」について説明がなされている。
- (ロ) 「徴収不能引当金の設定」では、設例により、貸付金支出時と貸付金から長期貸付金への振替えが示されている。
- (ハ) 「貸付金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (ニ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (p) 「リサイクル預託金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)リサイクル預託金の会計処理(ハ)リサイクル預託金と活動区分で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「リサイクル預託金」について説明がなされている。
- (ロ) 「リサイクル預託金の会計処理」では、設例で、車両購入時、車両売却および廃車時の処理が示されている。
- (ハ) 「リサイクル預託金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (q) 「公共施設等にかかる支出」は、(イ)公共施設等にかかる支出の会計処理のみからなる。
- (イ) 「公共施設等にかかる支出の会計処理」では、これは、企業会計とは異なり、大科目「管理経費支出」、小科目「負担金支出」等で処理されることが示されている。
- (r) 「敷金と礼金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)敷金と活動区分で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「敷金」や「礼金」について説明がなされている。
- (ロ) 「敷金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (s) 「特定金銭信託」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)特定金銭信託の仕訳で、構成されている。

- (イ)「勘定科目の意味は？」では、「金銭信託」について説明がなされている。
- (ロ)「特定金銭信託の仕訳」では、設例で、特定金銭信託の購入時、特定金銭信託の償還時、特定金銭信託の償還差額の認識が示されている。
- ④「負債科目を知る」は、(a)未払金・長期未払金(b)前受金(c)預り金(d)借入金・長期借入金(e)徴収不能引当金(f)退職給与引当金(g)デリバティブ取引で、構成されている。
- (a)「未払金・長期未払金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)未払金と活動区分(ハ)車両リースの仕訳(ニ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ)「勘定科目の意味は？」では、「未払金」と「長期未払金」について説明がなされている。
- (ロ)「未払金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (ハ)「車両リースの仕訳」では、設例により、前期末の未払退職金の支払い、車両のリース契約時、第1回のリース料の支払いについて等の仕訳が示されている。
- (ニ)「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (b)「前受金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)前受金と活動区分(ハ)入学辞退者にかかる前受金の仕訳ほか(ニ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ)「勘定科目の意味は？」では、「前受金」について説明がなされている。
- (ロ)「前受金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
- (ハ)「入学辞退者にかかる前受金の仕訳ほか」では、資金収支仕訳で、期首に前年度末の前受金について当年度入学金への振替え等についての仕訳例が示されている。
- (ニ)「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (c)「預り金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)預り金と活動区分(ハ)預り金収支の純額表示の仕訳(ニ)周辺会計預り金(ホ)修学（研修）旅行等預り金(ヘ)預

- り金の未精算残高の処理(ト)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「預り金」について説明がなされている。
 - (ロ) 「預り金と活動区分」では、区分経理について説明がなされている。
 - (ハ) 「預り金収支の純額表示の仕訳」では、預り金の受け入れ時、預り金の支払い時、預り金受入収入と預り金支払支出の相殺の仕訳が示されている。
 - (ニ) 「周辺会計預り金」では、「周辺会計」について説明がなされ、「周辺会計預り金」について説明されている。
 - (ホ) 「修学(研修)旅行等預り金」では、設例により、期首の預り預金および預り金の戻入れと期末の預り金および預り金の計上が仕訳で示されている。
 - (ヘ) 「預り金の未精算残高の処理」では、これを「寄付金収入」として処理する場合と、「その他の雑収入」として処理する場合が示されている。
 - (ト) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (d) 「借入金・長期借入金」は、(イ)勘定科目の意味は?(ロ)借入金明細表の作成(ハ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「借入金」、「短期借入金」そして「長期借入金」について説明がなされている。
 - (ロ) 「借入金明細表の作成」では、借入金の補助科目の種類とその内容について示されている。
 - (ハ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (e) 「徴収不能引当金」は、(イ)勘定科目の意味は?(ロ)徴収不能引当金の設定方法(ハ)徴収不能処理の仕訳(ニ)長期貸付金に対する徴収不能引当金(ホ)決算科目チェックリストで、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「徴収不能引当金」について説明がなされている。

- (ロ) 「徴収不能引当金の設定方法」では、注記例により、その見込額の算定方法が明らかにされている。
- (ハ) 「徴収不能処理の仕訳」では、設例で、その会計処理が示されている。
- (ニ) 「長期貸付金に対する徴収不能引当金」では、それが設定された場合の固定資産明細表の記載のしかたについて第11章15(2)を参照するように推奨している。
- (ホ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (f) 「退職給与引当金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)私学退職金団体加入の場合の計算方法(ハ)私学退職金団体加入の場合の会計処理(ニ)私大退職金財団加入の場合の計算方法(ホ)複数部門間の相殺の可否(ヘ)過年度の退職給与引当金の修正(ト)退職給与引当金特別繰入額とは(チ)決算科目チェックリストで、構成されている。
 - (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「退職給与引当金」について説明がなされている。
 - (ロ) 「私学退職金団体加入の場合の計算方法」では、「積立方式」について説明がなされている。
 - (ハ) 「私学退職金団体加入の場合の会計処理」では、設例により、退職給与引当金計算シートで明らかにしている。
 - (ニ) 「私大退職金財団加入の場合の計算方法」では、退職給与引当金の計算プロセスシートを示し、設例により具体的な会計処理が示されている。
 - (ホ) 「複数部門間の相殺の可否」では、設例により、部門間異動の退職給与引当金の計算例が示され、具体的な会計処理が示されている。
 - (ヘ) 「過年度の退職給与引当金の修正」では、退職給与引当金期首残高が過大であった場合、と過少であった場合について、それぞれの会計処理が示されている。
 - (ト) 「退職給与引当金特別繰入額とは」では、2011年における文部科学省から発出された「退職給与引当金の計上に係る会計方針の統一について（通知）」による改正点が示されている。

- (チ) 「決算科目チェックリスト」では、いったん資金収支計算書が作成された段階で、チェックリストを用いて収入項目の網羅性や正確性を検証することを推奨している。
- (g) 「デリバティブ取引」では、金融派生商品であるデリバティブの概要が述べられている。
- ⑤ 「基本金を知る」は、(a)勘定科目の意味は？(b)基本金の種類(c)第1号基本金未組入高(d)基本金の取崩し(e)第1号基本金の繰延べ(f)第1号基本金と建設仮勘定(g)基本金の修正(h)第1号基本金明細表の検証のしかた(i)第2号基本金(j)第3号基本金(k)第4号基本金(l)基本金の組入れ・取崩しの表示方法(m)基本金の部門別計算その他(n)事業活動収支内訳表の表示で、構成されている。
- (a) 「勘定科目の意味は？」では、「基本金」について説明がなされている。
- (b) 「基本金の種類」は、(イ)基本金対象資産の種類(ロ)基本金と貸借対照表の対応関係で、構成されている。
- (イ) 「基本金対象資産の種類」では、第1号基本金から第4号基本金までの内容の違いが明らかにされている。
- (ロ) 「基本金と貸借対照表の対応関係」では、図表により、両者の対応関係が明らかにされている。
- (c) 「第1号基本金未組入高」は、(イ)基本金要組入高と基本金未組入高(ロ)基本金組入の重要等式(ハ)基本金未組入高のある基本金明細表(ニ)基本金未組入高と借入金残高が相違する基本金明細表で、構成されている。
- (イ) 「基本金要組入高と基本金未組入高」では、「基本金要組入高」と「基本金未組入高」について説明がなされている。
- (ロ) 「基本金組入の重要等式」では、算式で、未組入高増加額と未組入高残高が示されている。
- (ハ) 「基本金未組入高のある基本金明細表」では、基本金明細表の1年目と2年目の比較で明らかにされている。
- (ニ) 「基本金未組入高と借入金残高が相違する基本金明細表」では、設例により、基本金明細表で明らかに示されている。
- (d) 「基本金の取崩し」は、(イ)基本金取崩事由(ロ)基本金対象資産の部門振替のある基本金明細表(ハ)基本金対象外資産が生じた基本金明細表で、構

成されている。

- (イ) 「基本金取崩事由」では、表により、基本金取崩事由と具体例が示されている。
- (ロ) 「基本金対象資産の部門振替のある基本金明細表」では、設例で、基本金明細表が示されている。
- (ハ) 「基本金対象外資産が生じた基本金明細表」では、設例で、基本金明細表が示されている。
- (e) 「第1号基本金の繰延べ」は、(イ)代替資産の再取得の要否と基本金の取崩し(ロ)基本金の繰延べのある基本金明細表(ハ)機器備品の除却とファイナンス・リースのある基本金明細表で、構成されている。
 - (イ) 「代替資産の再取得の要否と基本金の取崩し」では、表により、代替資産の再取得と繰延べの要否が示されている。
 - (ロ) 「基本金の繰延べのある基本金明細表」では、設例により基本金明細表が示されている。
 - (ハ) 「機器備品の除却とファイナンス・リースのある基本金明細表」では、設例により基本金明細表が示されている。
- (f) 「第1号基本金と建設仮勘定」は、(イ)建設仮勘定と基本金対象資産(ロ)建設仮勘定に費用項目が含まれている基本金明細表で、構成されている。
 - (イ) 「建設仮勘定と基本金対象資産」では、「建設仮勘定」と「基本金対象資産」について説明がなされている。
 - (ロ) 「建設仮勘定に費用項目が含まれている基本金明細表」では、設例により、基本金明細表が示されている。
- (g) 「基本金の修正」は、(イ)基本金修正のある基本金明細表からなっている。
 - (イ) 「基本金修正のある基本金明細表」では、設例により、基本金明細表が示されている。
- (h) 「第1号基本金明細表の検証のしかた」では、基本金明細表と、固定資産明細表のチェック項目や借入金明細表のチェック項目で検証のしかたを明らかにしている。
- (i) 「第2号基本金」は、(イ)勘定科目の意味は?(ロ)第2号基本金の組入れ手続き(ハ)第1号基本金への振替えのある基本金明細表で、構成されている。
 - (イ) 「勘定科目の意味は?」では、「第2号基本金」について説明されて

- いる。
- (ロ) 「第2号基本金の組入れ手続き」では、第2号基本金の組入れに係る計画集計表で明らかにしている。
- (ハ) 「第1号基本金への振替えのある基本金明細表」では、設例により、基本金明細表が示されている。
- (j) 「第3号基本金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)第3号基本金の取崩しの可否(ハ)第3号基本金の組入れのある基本金明細表で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「第3号基本金」について説明がなされている。
- (ロ) 「第3号基本金の取崩しの可否」では、その取崩の可否についてケースバイケースで説明がなされている。
- (ハ) 「第3号基本金の組入れのある基本金明細表」では、設例により、基本金明細表が示されている。
- (k) 「第4号基本金」は、(イ)勘定科目の意味は？(ロ)恒常的に保持すべき資金(ハ)第4号基本金組入れおよび取崩しのルール(ニ)第4号基本金の注記で、構成されている。
- (イ) 「勘定科目の意味は？」では、「第4号基本金」について説明がなされている。
- (ロ) 「恒常的に保持すべき資金」では、表で、理論値の計算方法が示されている。
- (ハ) 「第4号基本金組入れおよび取崩しのルール」では、設例により、第4号基本金組入れ・取崩しの金額や基本金明細表等が示されている。
- (ニ) 「第4号基本金の注記」では、注記例が具体的に示されている。
- (l) 「基本金の組入れ・取崩しの表示方法」では、基本金明細表上、基本金の各号ごとに当年度の組入れおよび取崩しの集計をおこない、組入が多い場合は「当期組入高」、取崩しが多い場合は、「当期取崩高」という大科目を用いることなどが示されている。
- (m) 「基本金の部門別計算その他」は、(イ)基本金の部門別計算の要否(ロ)部門別内訳表示の基本金明細表(ハ)法人全体計算の基本金明細表(ニ)基本金明細表の事項別記載方法で、構成されている。
- (イ) 「基本金の部門別計算の要否」では、その部門別に基本金の組入れ

計算や取崩し計算をおこなうことを原則とし、法人全体で計算することも状況により容認されることが示されている。

- (ロ) 「部門別内訳表示の基本金明細表」では、部門別内訳形式の基本金明細表が示されている。
 - (ハ) 「法人全体計算の基本金明細表」では、法人全体の基本金明細表が示されている。
 - (ニ) 「基本金明細表の事項別記載方法」では、一定の金額を超えない場合には、資産の種類ごとにまたはまとめて記載することができることが示されている。
 - (ナ) 「事業活動収支内訳表の表示」では、部門別内訳形式の基本金明細表を前提に事業活動収支内訳表を作成するのであるが、その具体例が例示されている。
- ⑥ 「注記を知る」は、(a)注記事項とは？(b)資金収支計算書の注記(c)事業活動収支計算書の注記(d)貸借対照表の注記で、構成されている。
- (a) 「注記事項とは？」では、これは計算書類を読み解くために必要な補足的情報であり、それぞれの計算書類ごとに記載することが示されている。
 - (b) 「資金収支計算書の注記」は、(イ)「予備費の振替科目およびその金額」の注記(ロ)活動区分資金収支計算書の調整勘定等の注記で、構成されている。
 - (イ) 「予備費の振替科目およびその金額の注記」では、設例により、資金収支計算書や注記が示されている。
 - (ロ) 「活動区分資金収支計算書の調整勘定等の注記」では、具体的な注記例が示されている。
 - (c) 「事業活動収支計算書の注記」は、(イ)「予備費の振替科目およびその金額」の注記(ロ)退職給与引当金特別繰入額で、構成されている。
 - (イ) 「予備費の振替科目およびその金額の注記」では、それを、事業活動収支計算書と注記で具体的に示されている。
 - (ロ) 「退職給与引当金特別繰入額」では、注記例で具体的に示されている。
 - (d) 「貸借対照表の注記」は、(イ)重要な会計方針等(ロ)引当金の計上基準(ハ)その他重要な会計方針に関する注記(ニ)重要な会計方針の変更等(ホ)減価償却累計額の合計額(ヘ)徴収不能引当金の合計額(ト)担保に供されている資産の種類および額(チ)翌会計年度以後の会計年度において基本金の組入れを

おこなうこととなる金額(リ)当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策(ス)有価証券の時価情報(ル)デリバティブ取引(オ)学校法人の出資による会社に係る事項(ク)主な外貨建資産・負債(カ)偶発債務(コ)通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をおこなっている所有権移転外ファイナンス・リース取引(ク)純額で表示した補助活動に係る収支(レ)関連当事者との取引(ス)後発事象(ツ)学校法人間の取引(ネ)その他の注記事項で、構成されている。

- (イ) 「重要な会計方針等」では、会計方針等の内容が具体的に表で示されている。
- (ロ) 「引当金の計上基準」では、徴収不能引当金の計算基準と退職給与引当金の計上基準について注記例を具体的に示している。
- (ハ) 「その他重要な会計方針に関する注記」では、有価証券の評価基準および評価方法、棚卸資産の評価基準及び評価方法、外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準、そして預り金その他経過項目に係る収支の表示方法などが示されている。
- (ニ) 「重要な会計方針の変更等」では、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更と、正当な理由による会計処理の変更などが示されている。
- (ホ) 「減価償却累計額の合計額」では、減価償却累計額の合計額を注記することが示されている。
- (ヘ) 「徴収不能引当金の合計額」では、徴収不能引当金の計算基準と計上金額を注記しなければならないことが示されている。
- (ト) 「担保に供されている資産の種類および額」では、注記例と借入金明細表が示されている。
- (チ) 「翌会計年度以後の会計年度において基本金の組入れをおこなうこととなる金額」では、基本金明細表の「未組入額」の合計額を記載することが示されている。
- (リ) 「当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策」
- (ス) 「有価証券の時価情報」では、注記事項で有価証券の時価情報を記載することが示されている。
- (ル) 「デリバティブ取引」では、金融派生商品であるデリバティブの概

要が述べられている。

- (オ) 「学校法人の出資による会社に係る事項」では、注記例が具体的に示されている。
- (ウ) 「主な外貨建資産・負債」では、注記例が具体的に示されている。
- (カ) 「偶発債務」では、「偶発債務」についての説明と注記例が具体的に示されている。
- (ヨ) 「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をおこなっている所有権移転外ファイナンス・リース取引」では、「ファイナンス・リース」についての説明と注記例が具体的に示されている。
- (タ) 「純額で表示した補助活動に係る収支」では、例外的に純額表示が容認されていることと、注記例が具体的に示されている。
- (レ) 「関連当事者との取引」では、表で、関連当事者の範囲が具体的に示されている。
- (ス) 「後発事象」では、「後発事象」についての説明と具体的な注記例が示されている。
- (ツ) 「学校法人間の取引」では、学校法人間の具体的取引を例示し、注記例も示している。
- (ネ) 「その他の注記事項」では、減価償却方法等、減価償却資産の計上基準、そして退職年金制度などが示されている。

5. 学校法人の経営を知る

ここでは、具体的に学校法人の財務分析のしかたと、合併や分離そして解散について具体的に説明されている。

6. おわりに

本書は、4部構成になっており、具体的でわかりやすい事例をもとに、詳細に学校法人会計を説明しており、まさに、学校法人会計のバイブルのような優れた書籍である。書評を書きながら、学校法人会計について、あまり熟知していなかった筆者であるが、とても勉強になり、今では、学校法人会計についての研究もしてみたいと思っている次第である。

引用・参考文献

杉野泰雄著『わかる 使える 学校法人会計テキスト』中央経済社, 2019年
「文部科学省」「基本金の定義」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001/002/004/001.htm〉 2020. 01. 06参照。